



第 35 回

会社のしくみ (1)

会社の種類

今回から数回にわたり会社のしくみについて解説します。第 1 回目は会社の種類についてです。

4 種類の会社

会社には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の 4 種類があります。

これらの違いは、会社の持ち主である「出資者」⇨「社員ないし株主」の責任範囲がどこまでか、ということ です。

なお、ここでいう「社員」は日常生活で使用されている「従業員」という意味ではありません。会社の出資者のことを、法律上は「社員」といい、特に株式会社社員の社員を「株主」と呼んでいます。

社員(株主)の責任の範囲

責任の範囲については、次の 4 つの概念があります。①直接責任②間接責任③無限責任④有限責任です。それぞれ説明しましょう。

①直接責任とは、社員が会社の債権者に対して直接責任を負うことです。すなわち、会社債権者は、会社が支払ってくれない場合に直接社員に請求できます。

②間接責任とは、社員は会社に対し出資義務を負うのみで、会社債権者に対しては会社を通してという形で間接的にしか責任を負わないことです。会社債権者は、会社が支払わないからといって、社員に請求することはできません。

③無限責任とは、会社が負っている債務について、社員がその個人財産により限度無しに責任を負うことです。

④有限責任とは、社員は、会社の負債について一定の限度でしか責任を負わないことです。
合名会社とは

社員の全員が直接責任・無限責任を負うことになる会社形態です。ですから、債権の相手方が合名会社なら、その社員の個人財産に対しても無限の請求ができることとなります。

合資会社とは

直接責任・無限責任を負う社員と直接責任・有限責任を負う社員からなる会社形態です。会社の債権者は社員の財産に対して請求できますが、有限責任社員に対しては一定の限度(出資未履行分)までしか請求できないこととなります。

この合名会社・合資会社の社員は、原則会社の業務執行に参加することとなります。

株式会社とは

これに対して、株式会社は、間接責任・有限責任の社員(これを「株主」といいます)からなる会社です。すなわち、社員に直接責任はないので、会社の業務執行の権限はありませんし、会社の債権者は社員(株主)個人に対しては請求することができません。

また、社員は、債権者に対して出資の限度でしか責任を負いません。

合同会社とは

この会社形態は、2006年の会社法施行の際に新しく設けられたもので、株式会社と同様に、有限責任・間接責任の社員からなる会社です。株式会社と異なることは、社員が原則として業務を執行することとされていることです。ただし、定款によって一部の社員のみを業務執行社員とすることができ、民法上の組合と同様に、原則として契約自由の原則が支配し、機関設計や社員の権利内容等について広く定款自治に委ねられています。

有限会社(特例有限会社)とは

会社法施行以前に、有限会社法に基づいて設立されていた会社で、会社法施行後も従前の例によるとされる株式会社のことです。新に設立することはできませんが、従来の有限会社のメリットである決算公告義務がないなどの利点を享受できます。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属



契約書 債権回収 労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyoo.com

山下江 検索
予約電話受付 年中無休 7~24時
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

◆相談料: 30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回1時間相談料無料

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695 所長 山下江

広島最大級! 機動力と総合力で企業トラブルを解決!
会社の破産・整理専門サイトOPEN!! 3月末日まで、会社の破産・整理のご相談は初回1時間無料!